

生活保護受給者減らし、高齢加算、母子加算廃止の問題点

(問) 格差と貧困が拡大し、生活保護世帯が100万世帯を超えているなかで、国と福祉事務所が「受給者減らし」の対応が強まっている。申請者に対する事前調査や指導を強引に進め、申請書を渡さないで相談だけで帰す「水際作戦」の対応がとられている。吉川市でも例外ではない。これは生活保護法第7条で明記された、申請権の侵害に当たり、違法なやり方である。市長の見解と対応は？

(答)市長 生活保護受給の問題については、国や県の指導に基づき、窓口対応で相談の段階から保護制度の仕組みを十分説明し、人権にも十分配慮した援助・助言を行い、生活保護行政の適正な運用に努めている。

支払える国保税へ

対策は

佐藤 清治

(問) 厚生労働省の調査によれば、制裁措置によって保険証の取り上げ世帯が、昨年6月時点で35



国民健康保険被保険者証

万世帯、滞納世帯は480万世帯におよび、これまでの最高を更新したということです。

短期保険証も122・5万世帯と激増しております。

こうした中で吉川市の加入者の実態と支払える国保税にしていくための市の対策について伺います。

(答)市長 国保税の税率につきましては、加入者の医療給付に必要な財源確保のために税率を決定し負担をお願いしています。

低所得者世帯につきましては、法律に基づく軽減策を講じております。

また、失業などにより所得が減少した世帯につきましては、当市独自の減免規定に基づき減免を行っております。減免規定の見直しは考えておりません。(答)健康福祉部長 加入者の所得の推移については、平成18年度

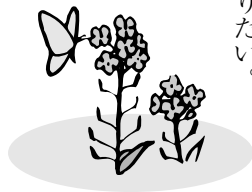
平均186万7932円、所得区分については100万円以下が4311世帯、200万円以下が2569世帯、300万円以下が1526世帯、400万円以下が907世帯、500万円以下が409世帯、500万円以上が886世帯となっております。

所得金額が200万円の世帯で、夫婦と子ども1人の3人が国保に加入している場合は、年間負担額は21万3200円となり、所得に対する率は10・66%となっております。

税額の他市町村との比較では、平成17年度、県内40市のうち一世帯あたりの国保税は17万9935円で、2番目に位置しておりますが、所得に対する負担割合をみてみますと10・24%で18番目となっております。

駅南二郷半用水跡地の整備・促進を

(問) 今後の管理と整備について伺います。(答)都市建設部長 適切な管理に努めてまいります。



地域住生活基本計画の策定・実施で

市民への住環境整備を

遠藤 義法

(問) 住生活基本法が昨年6月制定されました。市も地域住生活基本計画を策定し、市営住宅建設、賃貸住宅入居者の支援など市民の住環境をつくる施策を実施すべきである。

(答)市長 県で基本計画を策定中と聞いている。これらを踏まえて今後研究していきたい。

(問) 吉川団地で2階以上に住み、1階の高齢者優良賃貸住宅への転居を希望しても金銭的余裕がなく、転居できない世帯もある。支援策を実施すべきではないか。

また、平成19年度以降、子育て世帯にも高齢者と同様、住宅提供できる制度ができることになった。市でも子育て支援策として実施すべきである。(答)都市建設部長 県の基本計画内容がわからないので、吉川市で何ができるか今後研究していきたい。

財政健全化と

市財政の見通しは

(問) 行財政健全化推進プランと

して高齢者や障がい者福祉も一律1割カットを進め、福祉施策も次々削減している。ムダをなくし、いま住んでいる住民の暮らしや福祉を守るために行なうのが行革である。行政のあり方が違う。市民参加といいながら、情報提供も不十分で、市民の意見を生かそうとしていない。



行財政改革推進プラン

(答)市長 自治体の仕事は、住民に公共のサービスを提供していくことである。市民ニーズにこたえるために効率的、効果的な行政を進める必要がある。受益者負担は、平等の原則上受益の限度内で応分の負担をいただいている。

(答)政策室長 歳入は税から成り立っている。ソフト、ハードの事業を一つひとつ見直して補助金の削減も必要になってくる。事業の策定、立案、結果と市民